

一般社団法人 リアル・コンサベーションの定款

2019年（令和元年）6月5日制定

第1章 総則

（名称）

第1条 当法人は、一般社団法人 リアル・コンサベーションと称する。英文では、The Real Conservation と表示する（以下、「当法人」という）。

（事務所）

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都東久留米市に置く。

（公告）

第3条 当法人の公告は、電子公告に掲示する方法により行う。なお、事故その他やむを得ない事由によって電子公告することができない場合には、官報に掲載する方法により行う。

第2章 目的及び事業

（目的）

第4条 当法人は、自然保護憲章制定国民会議によって制定された自然保護憲章（昭和49年6月5日）および生物多様性基本法（平成20年6月6日法律第58号）制定文を基本理念とし、生態系で考える自然と共生する社会の形成やその他の自然・環境・保全に貢献し、人々が健康で幸福に暮らすことができる自然や環境を維持・向上させることに寄与することを目的とする。

（事業）

第5条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1）環境問題の現場と政策を繋いで保全を促進する事業。
- （2）生態系を基本として持続可能な社会を目指す事業。
- （3）自然の摂理を理解し普及・教育する事業。
- （4）環境関連の法制化や法改正に関する事業。
- （5）政策に対するシンクタンク機能を有する事業。
- （6）人口減少社会における自然保護と福祉に関する事業。
- （7）その他当法人の目的を達成するために必要な事業。

第3章 社員

(入社)

第6条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

- 2 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

(社員の資格喪失)

第7条 社員が、いずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- ① 退社したとき
- ② 成年被後見人又は被保佐人になったとき
- ③ 死亡し、もしくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき
- ④ 社員総会の決議により、除名されたとき
- ⑤ 総社員の同意があったとき

(退社)

第8条 社員は、随時、任意に当法人所定の様式による退社願いを当法人に提出し、退社することができる。

(除名)

第9条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、もしくは当法人の目的に反する行為をしたとき、又は社員としての義務に違反したときは、社員総会の特別決議によりその社員を除名することができる。

第4章 社員総会

(社員総会)

第10条 社員総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は、年1回これを開催し、臨時総会は必要に応じて開催する。

(開催地)

第11条 社員総会は、主たる事務所の所在地又はその近郊において開催するものとする。

(招集)

第12条 社員総会は、理事の過半数の決定に基づき代表理事が招集する。

- 2 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに社員に対して発する。

(決議の方法)

第13条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決の過半数をもって行う。

(議決権)

第14条 各社員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、あらかじめ社員総会の定める順序により、他の理事がこれに代わる。

(議事録)

第16条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名又は記名押印する。

第5章 役員等

(役員及び選任)

第17条 当法人に、理事2名を置く。

2 理事のうち1名を代表理事とし、理事の互選により定める。

(任期)

第18条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(理事の職務及び権限)

第19条 理事は、法令及びこの定款が定めるところにより、その職務を執行する。

2 代表理事は、当法人を代表し、その業務を統括する。

(解任)

第20条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第21条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第6章 計算及び清算

(事業年度)

第22条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第23条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を受けるものとする。これを変更する場合も、同様とする。

(剰余金の不分配)

第24条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

(残余財産の帰属)

第25条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は他の公益法人に贈与する。

第7章 解散

(解散)

第26条 当法人は、法人法第148条第1号から第2号及び第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会の議決により解散することができる。

第8章 附則

(最初の事業年度)

第27条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和2年3月31日までとする。

以上。